

健康診断

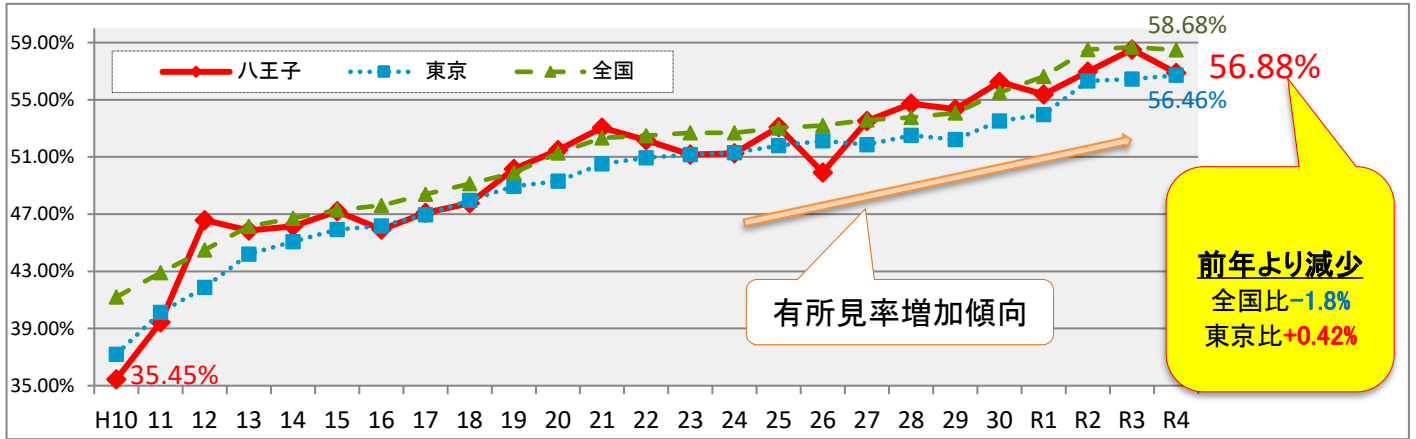
労働者の健康確保と健康保持増進

～健診結果の活用・コラボヘルスの推進～

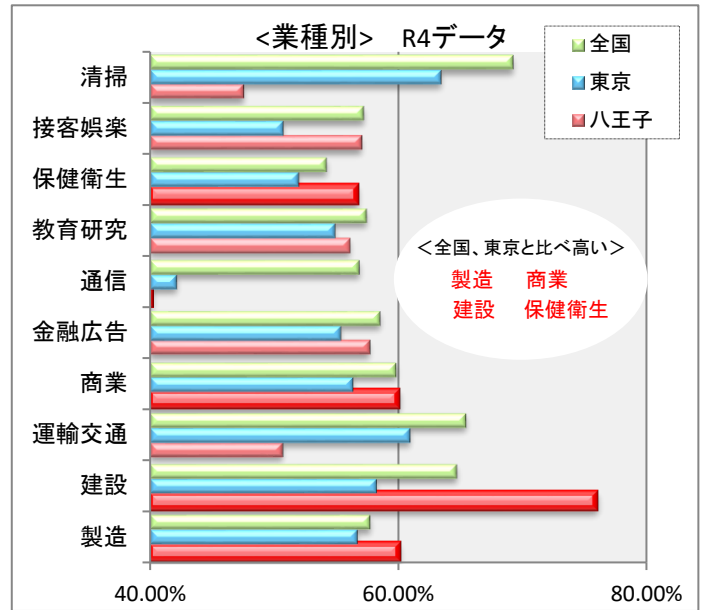
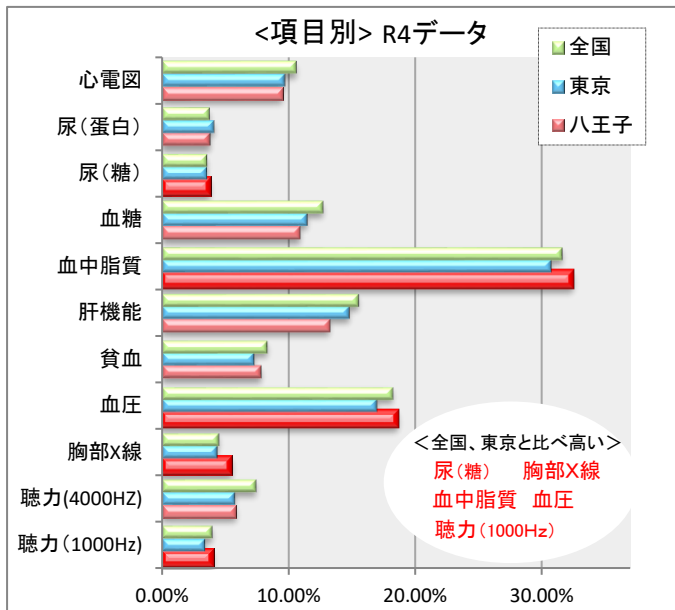
八王子労働基準監督署

健康診断結果の状況

◇有所見率は増加傾向、令和4年は前年より減少したが、依然として高い



◇健診項目別、業種別有所見率



有所見率改善のための取組

◇医師や保健師による保健指導の実施に努める <労働安全衛生法第66条の5>

<改善のポイント>

- ①食生活の改善
(油・塩分控える、鉄分・カルシウムの摂取)
- ②飲酒・喫煙習慣の改善
- ③適正体重の把握・維持
- ④運動の改善

□健康診断とあわせた体力測定



体力チェックの一例
詳しい内容は→



□体操、ストレッチの実施

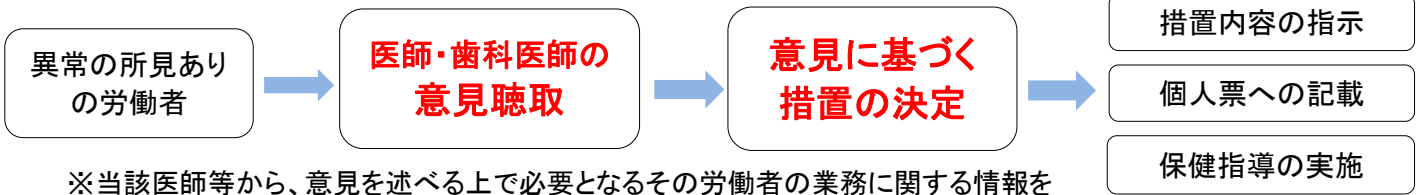


- 協会けんぽや健康組合等と連携
- 朝礼、会議等で健康について触れる
- 個人面談や健康セミナーの参加
- 食堂委託会社と連携し、栄養改善

特に脳・心臓疾患に係る項目(血中脂質、血圧、血糖、尿中の糖、心電図)、毎年悪化している者等重点的に!

健康診断結果に基づく措置(事後措置が重要!)について

◇異常の所見があると診断された者の健診後の流れ <労働安全衛生法第66条の4,66条の5>



※当該医師等から、意見を述べる上で必要となるその労働者の業務に関する情報を求められたときは、これを提供しなければならない【H29.6.1施行】

<医師等から就業区分に係る意見を聴取し、就業上の措置を決定>

就業区分		就業上の措置の内容
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	
就業制限	勤務制限を加える必要のあるもの	勤務負荷の軽減の為、労働時間の短縮、出張制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業・就業場所の変更、深夜業の減少、昼間勤務への転換等の措置
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、退職等により一定期間勤務させない措置



<意見を聴く医師等>

50人以上の事業場 → 産業医等

50人未満の事業場 → 地域産業保健センター等

ご利用の際は

八王子地域産業保健センター

へご連絡を! 電話042-642-4122

(利用回数等の制限があります)

<聴取した意見を個人票へ記録>

健康診断個人票	
健診年月日	○年 ○月○○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名印	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名	産業医 ○○ ○○

医師の意見欄に記入 (押印不要)

事業場における労働者の健康保持増進のための指針

事業場における健康保持増進対策をより推進するため指針の改正 (R2.3)、事業者と医療保険者と連携した健康保持増進の推進を図るため更なる改正 (R3.2)

労働者の健康状況に応じて、健康保持増進対策を実施

・コラボヘルスの推進

保険者と事業者が積極的に連携し、加入者の予防・健康づくりを効率的・効果的に進めること

○労働者の活力向上 → ○生産性の向上 →

・健康診断の結果を保険者に提供

・企業に対する助成金制度

<関連資料>

コラボヘルス 推進

検索



高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン (エイジフレンドリーガイドライン)

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点からの高齢労働者の健康づくりを推進

ポイント①

『トップの方針表明』と『担当者や組織』の整備

ポイント②

『職場環境の改善』



通路を含め作業場所の照度を確保する

手すり設置や段差解消

ポイント③

『体力や健康状況』の把握と対応

体力チェックの実施

ポイント④

『安全衛生教育』

高齢労働者 ガイドライン

検索

